

規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築 (規制のPDCA)に関する意見

平成 26 年 3 月 27 日
規 制 改 革 会 議

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定)」(平成 21 年 3 月 31 日閣議決定。以下「平成 21 年決定」という。)のほか、累次の閣議決定もなされていたが、必ずしも持続的な取組とはならなかった。

規制の目的、内容等を横断的に把握する仕組みについては、規制を社会経済情勢等に適合するよう効果的に改革する上で有益と考えられるが、政策評価における事前評価の一部を除き、そのような仕組みは設けられていない。「許認可等台帳」は、根拠が告示以上の「許認可等」について用語を単位として把握する仕組みであり、規制の目的、内容等は把握されていない。根拠が告示未満の「許認可等」、「許認可等」以外の規制(「義務付け」、「禁止」等)については、台帳も整備されていない。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)に基づき政策評価が実施されているが、事前評価の一部を除き、政策評価結果と規制改革とを明確に関連づける仕組みとはなっておらず、規制改革担当大臣と総務大臣が連携する特段の仕組みも設けられていない。

以上を踏まえ、規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省(以下「規制所管府省」という。)が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムを構築すべきである。

1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制(注1)のうち、法律、法規命令(注2)、通知・通達等(注3)を根拠とするもの(その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。)とすべきである。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。)に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとすべきである。

(注1)「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

(注2)「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

(注3)「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、平成 21 年決定及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとすべきである。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすべきである。規制所管府省は、平成 18 年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定すべきである。

(注4)「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

(2) 見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過

程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理すべきである。

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備すべきである。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とすべきである。

- ・ 作成責任者の役職及び氏名
- ・ 規制目的及び規制内容の概要
- ・ 規制と関連する予算
- ・ 規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・ 規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・ 次の見直し時期
- ・ 規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成すべきである。法規命令又は通知・通達等を根拠とする規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載すべきである。なお、規制の根拠となる最上位の法令等が法律未満の規制については、その最上位の法令等ごとに規制シートを作成すべきである。

(4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加すべきである。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組むべきである。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

（２）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応すべきである。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成すべきである。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討すべきである。

（３）規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携すべきである。この連携の下で、次の①から③に取り組むべきである。

- ①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項を総務大臣へ通知
- ②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知
- ③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討すべきである。

以 上

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートのID)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	